

## 弘前市子ども医療費給付対象者の拡大について（お知らせ）

日頃より当市の児童福祉行政につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和5年4月診療分より、弘前市子ども医療費給付制度の対象者を下記の通り拡大いたしますので、お知らせいたします。また、制度内容についてのチラシを同封いたしましたので、掲示等による周知にご協力いただきますようお願いいたします。なお、当該事業の実施のため、弘前市議会令和5年第1回定例会へ予算案を提出しています。

記

### ◎令和5年4月診療分からの給付対象者拡大内容

市内に住所を有する、出生の日から18歳到達年度の最初の3月31日までの子どもが対象になります。ただし、婚姻している場合は対象となりません。

(令和5年3月31日まで)

通院	1.5歳到達年度の最初の 3月31日まで	あり
入院	1.8歳到達年度の最初の 3月31日まで	

(令和5年4月1日から)

通院	1.8歳到達年度の最初の 3月31日まで	なし
入院		

### ◎受給資格証について（※様式については別紙図1を参照ください。）

#### 【現在、受給資格がある子ども】

- ・平成29年4月2日以降に生まれた子ども

現在持っている受給資格証を有効期限まで使用し、次の誕生日に自動更新となります（有効期限は1年間）。

- ・平成17年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた子ども

有効期限が令和5年4月1日から18歳年度末日までの新しい受給資格証を令和5年3月末に送付します。

#### 【現在、受給資格がない子ども】

令和5年2月28日までに申請をした子どもには、新しい受給資格証を令和5年3月末に送付します。令和5年3月1日以降に申請をした子どもは、受給資格証の発送が令和5年4月以降になる場合がありますが、令和5年4月1日診療分から対象となります。また、令和5年4月2日以降に申請をした子どもは、申請日以降の診療分から対象となります。

### ○乳児10割受給資格証について

令和5年4月1日からは、ひとり親家庭等医療費給付制度該当の国保加入0歳児のみ、引き続き白色の乳児10割受給資格証（図2参照）が発行されます。

なお、受診日時時点で健康保険に未加入の子どもの場合、受給資格証を持っていても子ども医療費制度は適用となりませんので、必ず保険証の確認をさせていただきようお願いいたします。また、カードリーダーによるオンライン資格の確認には対応しておりませんのでご了承ください。

ご不明な点などがありましたら下記担当までお問い合わせください。

弘前市健康子ども部子ども家庭課  
家庭給付係 佐々木  
TEL：0172-40-7039  
FAX：0172-39-7003